

経営氷河期からの脱却! 小さなトライを応援します

準備していますか?

インボイス制度 電子帳簿保存法 対策セミナー

受講料無料

定員(先着順)

各日20名

電子帳簿
保存ってどうすれば
いいの?

取引先を
なくす?

必ず
登録しないと
いけないの?

免税事業者じゃ
いられなくなる?

インボイス制度は令和5年10月に、電子取引制度の完全義務化は令和6年1月に開始される予定となっています。

今回、インボイス制度および改正電子帳簿保存法の影響と対策、システム導入による効率的な運用方法について分かりやすく解説します。

※インボイス制度の登録を令和5年10月1日から受けるには、原則、令和5年3月31日までに申請を行う必要があります。

下記項目に**1つでも該当していれば、ぜひご受講ください!**

- 消費税の「課税事業者」である。
- モノ・サービスの販売先が企業や個人事業者である。
- 請求書を発行したり、「領収書をください」と言われたことがある。
- 仕入れや受注を電子取引(メールやFAX、インターネット)で行っている。
- 会計ソフトを使用している。

第1部 インボイス制度・電子帳簿保存法の対策について

第2部 電子帳簿保存法に対応したシステム導入に関する補助金について

◆日時 令和4年8月19日[金] 令和4年9月6日[火]

第1部 13:30~15:00 第2部 15:00~16:30 第1部 18:00~19:30 第2部 19:30~21:00

※両日とも内容は同じものになっておりますので、ご都合のよい日程をお選びください。

◆会場 水俣商工会議所3階 大ホール

◆講師 第1部 沖川 直樹 税理士(商工会議所専門家派遣制度登録専門家)

第2部 森田 欣典氏((有)Biz Assist 代表取締役/ITコーディネーター)
(熊本県よろず支援拠点コーディネーター)

◆申込み・お問い合わせ先 **水俣商工会議所**

TEL.0966-63-2128 FAX.0966-63-6474
E-Mail:mail@minamata-cci.or.jp
水俣市大園町1-11-5

お申し込みは裏面へ